

第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ

1 策定の背景

足立区障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」といいます。）第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。足立区第6期障がい福祉計画では、第5期計画（平成30年度～令和2年度）における年度ごとのサービス見込量の計画と実績の差異の評価や、障がい者（児）数の推移も踏まえて内容を見直し、サービス見込量等を推算しました。

足立区障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。足立区第2期障がい児福祉計画では、第1期計画（平成30年度～令和2年度）における年度ごとのサービス見込量の計画と実績の差異の評価や、障がい児の推移も踏まえて内容を見直し、障がい児に関連するサービス見込量等を推算しています。

足立区第6期障がい福祉計画・足立区第2期障がい児福祉計画は、国が令和2年5月に告示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」（以下、「基本指針」といいます。）に則して、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標及び見込量、地域生活支援事業の実施に関する事項を定めたものです。

また、基本指針に基づく活動指標のほか、足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ～で掲げた基本理念である「障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、共に安心して生活し続けられる足立区の実現」のために定めた足立区独自の活動指標について、進捗状況を確認し、後期の目標値を設定しました。

2 計画の期間

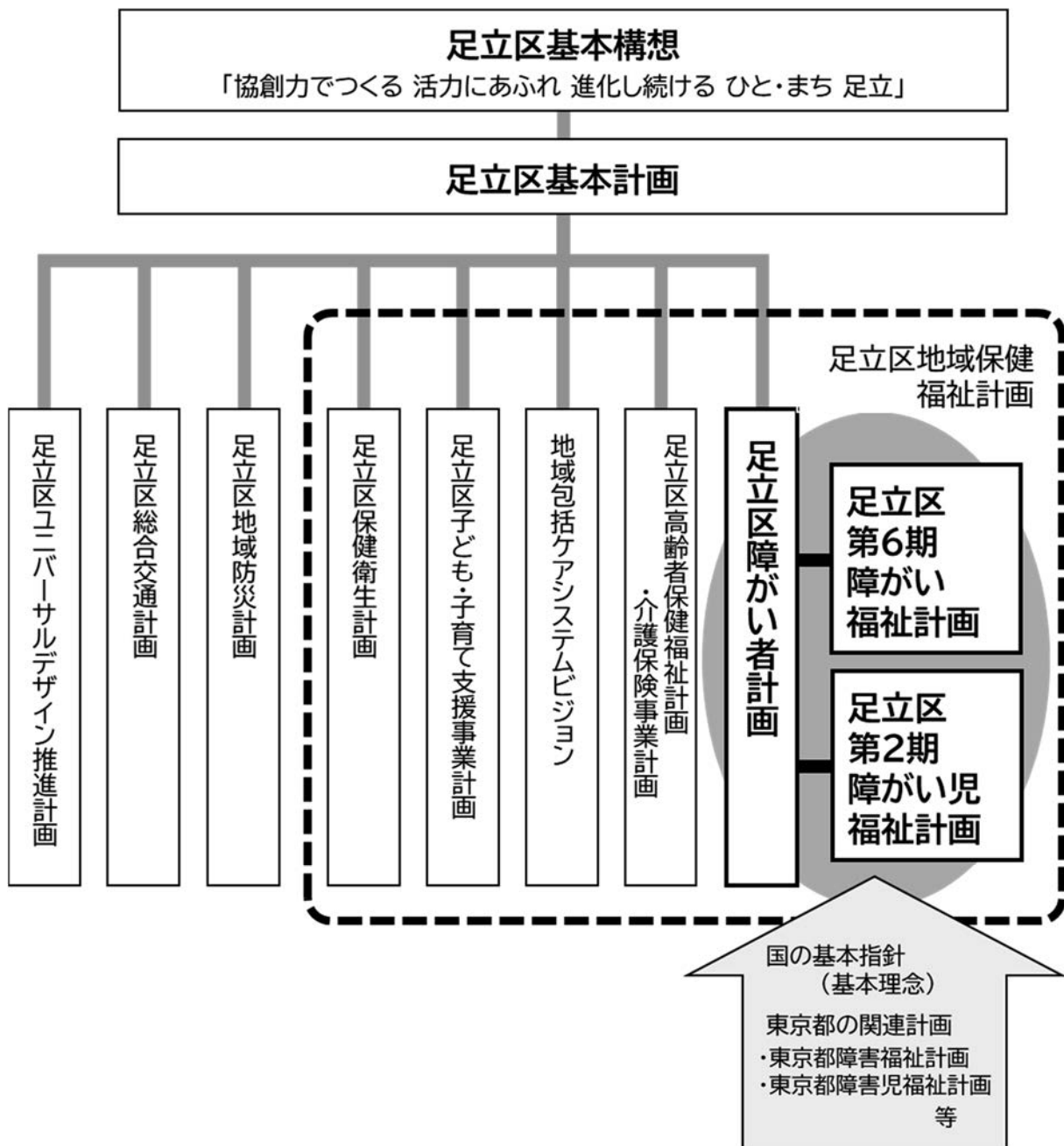
障がい福祉計画は障害者総合支援法、障がい児福祉計画は児童福祉法に基づき、令和3年度から3年間の計画として策定します。

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
障がい者計画 (障害者基本法)	足立区障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プランⅢ					
障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	第5期 障がい福祉計画			第6期 障がい福祉計画		
障がい児福祉計画 (児童福祉法)	第1期 障がい児福祉計画			第2期 障がい児福祉計画		

3 計画の位置づけ

足立区第6期障がい福祉計画・足立区第2期障がい児福祉計画は、「足立区基本構想」が掲げる将来像「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」、及びその実現に向けた4つの視点（「ひと」「暮らし」「まち」「行財政」）に基づいて、施策と活動指標を体系化することにより、調和と整合性を図っています。

また、足立区基本構想の実現に向けた計画である「足立区基本計画」の障がい者施策に関する分野別計画として位置づけられている「足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ～」との整合性を図って策定します。



第2章 計画策定にあたっての基本的な考え方

1 国の考え方～成果目標～

国は、基本指針において、令和5年度末までの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（以下、「成果目標」といいます。）を、以下のように示しています。

項目		国が示す成果目標		頁
①	施設入所者の地域生活への移行	1	令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	5
		2	令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。	6
②	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ※都道府県のみ目標値設定	1	精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。	7
		2	令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。	7
		3	精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。	7
③	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。		7
④	福祉施設から一般就労への移行等	1	令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。 あわせて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.3倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。	8
		2	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。	9
		3	就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。	10
⑤	障害児支援の提供体制の整備等	1	児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。	11

⑤	障害児支援の提供体制の整備等	2	児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。	11
		3	各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。 ※都道府県のみ目標値設定	12
		4	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。	12
		5	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	13
⑥	相談支援体制の充実・強化等	各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。		14
⑦	障害福祉サービス等の質の向上	都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを基本とする。		14

2 足立区の考え方

足立区では、国が示した基本指針や、区における上位計画である足立区基本構想及び基本計画に基づいて、「足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ～」 「足立区第5期障がい福祉計画」 「足立区第1期障がい児福祉計画」を策定し、その基本理念である「障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、共に安心して生活し続けられる足立区の実現」に向けた取り組みを進めてきました。

足立区第6期障がい福祉計画・足立区第2期障がい児福祉計画の策定にあたり、障がいに関する手帳等を有する障がい者・障がい児及び障害福祉サービス等事業所の実態とニーズを明らかにすることを目的として、令和元年度に区内在住の障がい者、障がい児の保護者、区内障害福祉サービス等事業所を対象とした、足立区初のアンケート調査を実施しました。

また、「足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ～」で定めた成果指標・活動指標について、平成30年度から令和2年度にかけての進捗状況の確認を行いました(第4章1参照)。

アンケート調査の結果から明らかになった実態や課題、ニーズと、平成30年度から令和2年度の足立区障がい者計画の進捗状況を踏まえ、新たに示された国の指針や他の足立区の各種関連計画との整合性や調和を図りながら、第3章で国の成果目標に関する足立区の目標数値を定めました。

あわせて足立区障がい者計画で定めた成果指標・活動指標を見直し、令和3年度から5年度までの目標値を設定しています(第4章2参照)。

第3章 足立区第6期障がい福祉計画・足立区第2期障がい児福祉計画

1 国の成果目標に対する足立区の目標

【国が示す成果目標①－1】施設入所者の地域生活移行促進

令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

前期計画では、これまでの地域移行の現状を踏まえ、平成28年度から令和2年度末にかけて施設入所者の6%が地域生活へ移行する目標を設定しました。平成28年度末時点の638人の入所者のうち、グループホーム等地域生活に移行した障がい者は21人・3.3%（退所者の総数は60人）にとどまっています。

令和元年度に実施した事業者調査では、地域移行したサービス利用者がある事業者では、同様に少数に留まっています。また、都外の施設入所者を対象として実施した生活意向に関する聴き取り調査（障害支援区分認定調査時にあわせて実施）では、回答のあった92人のうち約8割が入所期間5年以上で、今後の生活について、「このまま今の施設で生活を続けたい」が41人、「わからない、回答することが難しい、回答できない」が36人と全体の8割以上を占め、今後の地域移行の進展が困難な状況が明らかになっています。

地域移行に積極的に取り組むことが難しい実態はありますが、令和5年度末までの地域移行者数について、国が求める6%の38人という目標を設定し、重度障がい者に対応できるグループホームの整備などに努めます。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
21人（3.3%）	38人（6.1%）

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (2)	成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実（障害者総合支援法関連）
施策 ①	障がい福祉サービスの充実
活動指標 8	共同生活援助(グループホーム)利用者数・区内定員数（61頁）
10	施設入所支援施設利用者数（63頁）

【国が示す成果目標①－2】施設入所者数の削減

令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

施設利用者及びその保護者の高齢化が急速に進んでいる現状を踏まえ、退所する施設入所者と、新たに入所する地域の障がい者数が均衡すると考え、平成28年度から令和2年度末にかけて施設入所者数は同数という目標を設定しました。平成28年度末時点の入所者数638人に対し、令和元年度末の入所者数は1.9%、12人減り、626人でした。

令和元年度に実施した障がい者調査は、在宅の方を対象に実施したのですが、将来希望する暮らし方として、グループホームや施設への入所を希望する方は全体の約1割であり、約6割の方は家族との同居やひとり暮らしによる地域での生活を望んでいます。

こうした調査結果とニーズを踏まえ、令和5年度末に令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減となる614人という目標を設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
626人（12人・1.9%減）	614人（12人・1.9%減）

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (2)	成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実（障害者総合支援法関連）
施策 ①	障がい福祉サービスの充実
活動指標 10	施設入所支援施設利用者数（63頁）

【国が示す成果目標②－1・2・3】精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

以下の成果目標は、都道府県が目標値を設定します。

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。

精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

【国が示す成果目標③】地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

地域生活支援拠点について、必要な各機能を関係機関で分担する、いわゆる面的整備で令和2年度中の設置を予定しています。国の成果目標は、その機能の充実を目的とした運用状況の検証及び検討をすることとしているので、足立区地域自立支援協議会で運用状況の検証・検討を実施する方向で調整しています。

事業者調査の結果では、特に「緊急時の受け入れ」、「相談支援の充実」、「専門的人材の確保」、「地域の連携体制」の体制整備の必要性が挙げられており、それらの機能の充実に向けた取り組みが必要です。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
未実施	自立支援協議会において実施

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (5)	重度化・高齢化を見据えた拠点づくり
施策 ①	地域生活支援拠点の整備
活動指標 1	地域生活支援拠点の整備（84頁）

【国が示す成果目標④－1】 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者

令和5年度中に、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

平成28年度に福祉施設から一般就労への移行者は87人、令和元年度実績では1.28倍の111人と、前期の目標値である1.5倍には届きませんでした。

事業者調査の結果では、回答のあった134事業所のうち、就労移行支援事業のサービス利用者がある事業所は5.2%であり、就労継続支援A型事業は3.7%、就労継続支援B型事業は9.7%となっています。充実を期待する足立区の障がい福祉施策として、18歳以上の障がい者調査では精神障がい者における「就労・就学支援の充実」の希望が高く、18歳未満の障がい児調査でも「就労支援の充実」が最も高くなっており、就業可能な年齢の障がい者や将来就業する障がい児への支援を充実させていく必要があります。

こうした実態やニーズを踏まえ、令和5年度末に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者の目標値を141人と設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
111人（1.28倍）	141人（1.27倍）

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (3)	就労支援の充実（それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援）
施策 ①	就労支援サービスの充実
活動指標 4	就労移行支援事業等を通じて一般就労した者への支援（78頁）

【国が示す成果目標④－2】

就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、就労定着支援を利用した者の割合

令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

この成果目標は、今回改定された基本指針で初めて設定されたものです。

障がい者調査において、就労継続意向及び就労意向のある人の悩みや不安として、「給与が希望より少ない」や「体調や障がい、精神面の状態の維持が難しい」が多くなっています。就業を継続するためには、働きやすい環境に調整するための支援が必要になっています。

こうした調査結果やニーズを踏まえ、就労定着支援事業を活用し、就労を継続できるよう、令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者の目標値である141人の7割、99人が就労定着支援を利用する目標を設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
77人（66.7%）	99人（70.2%）

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (3)	就労支援の充実（それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援）
施策 ①	就労支援サービスの充実
活動指標 5	就労定着支援事業利用者数（79頁）

【国が示す成果目標④－3】 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数

就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

この成果目標も、上記④－2と同様に、今回の基本指針で初めて設定されたものです。

就労定着支援事業は平成30年度から制度化されたもので、初年度は88人だった支給決定者数は、令和元年度には150人まで増えています。事業所数も、制度施行時は3か所でしたが、令和3年1月には12か所まで増えました。

18歳以上の障がい者調査では、一般就労・就労継続支援A型で就労している人の約7割が働き続ける上で何らかの悩みや不安を抱えています。

こうした調査結果やニーズを踏まえ、就労定着支援12事業所の75%、9事業所の就労定着率が8割以上となる目標を設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
7事業所（63.6%）	9事業所（75.0%）

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (3)	就労支援の充実（それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援）
施策 ①	就労支援サービスの充実
活動指標 5	就労定着支援事業利用者数（79頁）

【国が示す成果目標⑤－1】 児童発達支援センターの設置

令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

足立区では、平成28年度末時点で児童発達支援センターを3か所設置していましたが、障がい特性が多様化する中、令和2年度末までに増設を目指していました。

達成には至りませんでした。支援を必要とする乳幼児に対して、より手厚い支援を提供できるよう、引き続き増設に向けた取り組みを実施し、早期の開設を目指します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
設置済（3か所）	3か所

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て（1）	乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築
施策 ②	乳幼児期の取り組みの充実
活動指標 4	児童発達支援施設利用者数・利用日数（48頁）

【国が示す成果目標⑤－2】 保育所等訪問支援事業の実施体制構築

令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

18歳未満の障がい児調査では、「通園先の保育園などを訪問して行う適応指導など（保育所等訪問支援）」を利用している障がい児は約5%にとどまっており、事業を活用できていないケースが多いと考えられます。保育所等の先生、保護者への助言を通じて、より多くの障がい児が落ち着いて集団生活が送れるように支援を行っていくことが望まれます。

事業をより積極的に活用していくために、令和5年度末までに保育所等訪問支援事業所を1か所増やして6か所にするという目標を設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
実施済（5か所）	6か所

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て（1）	乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築
施策 ①	早期発見・相談・療育の仕組みづくり
活動指標 1	保育所等訪問支援利用者数・利用日数（40頁）

【国が示す成果目標⑤－3】 難聴児支援中核機能体制の確保

以下の成果目標は、都道府県が目標値を設定します。

令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

【国が示す成果目標⑤－4】 主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保

令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

現時点において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が4か所、放課後等デイサービス事業所が1か所設置されています。18歳未満の障がい児調査では、現在利用しているサービスとして「放課後や休日に通って受ける訓練（放課後等デイサービス）」が半数弱で最も高く、「療育（児童発達支援）」が次に続くなど、ニーズの高い事業です。

国の成果目標を超えてはいますが、それぞれ1事業所ずつの増設を目標とします。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
児童発達支援事業所 4か所	児童発達支援事業所 5か所
放課後等デイサービス事業所 1か所	放課後等デイサービス事業所 2か所

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (1)	乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築
施策 ②	乳幼児期の取り組みの充実
③	学齢期の取り組みの充実
活動指標 4	児童発達支援施設利用者数・利用日数（48頁）
2	放課後等デイサービス施設利用者数・利用日数（51頁）

【国が示す成果目標⑤－5】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

足立区では、令和元年度に医療的ケア児ネットワーク協議会を設置しており、医療的ケア児とその家族への支援について意見交換を行っています。

事業者調査では、サービスの提供における課題として「医療的ケアへの対応が難しい」が約16%となっており、医療的ケア児等及びその家族が地域で安心して暮らしていくことができるよう、総合的に調整を行う立場としてコーディネーターを配置することが望まれます。

令和元年度時点で、医療的ケア児コーディネーター研修を受講した区職員は5人ですが、コーディネーターとして配置されているわけではありません。

医療的ケア児ネットワーク協議会の意見を参考に、医療的ケア児の相談体制のあり方を検討し、令和5年度末までに区内に3人配置するという目標を設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
なし	3人

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (1)	乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築
施策 ①	早期発見・相談・療育の仕組みづくり
活動指標 5	医療的ケア児コーディネーターの配置人数（44頁）

【国が示す成果目標⑥】 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

この成果目標も、今回の基本指針で初めて設定されたものです。

総合的・専門的な相談支援を担う基幹相談支援センターは、区立の障がい福祉センター自立生活支援室が担い、区内相談支援事業所を対象としたネットワーク会議を年6回程度開催し、相談支援専門員による支援の質の向上に取り組んでいます。

一方で相談支援事業所数は伸び悩み、計画相談支援・障害児相談支援の支給決定者も頭打ちとなっています。相談支援体制を充実・強化するために、まず事業所を増やすことが一番の課題であると考えられることから、足立区の成果目標を相談支援事業所数の増とし、令和5年度末までに50事業所とする目標に向けて取り組みます。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
28事業所	50事業所

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て（6）	相談支援体制の強化
施策 ①	相談支援体制の強化・充実
活動指標 2	指定特定・指定障害児相談支援事業所数（86頁）

【国が示す成果目標⑦】 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築する。

この成果目標も、今回の基本指針で初めて設定されたものです。

サービスの質を向上させる取り組みについては、「サービス見込量及び確保のための方策（第3章3、19頁以降）」及び「活動指標の進捗状況と次期取り組み方針（第4章2、26頁以降）」の中で、それぞれに質の向上という視点を盛り込みます。また、質の向上を評価する仕組みについて検討します。

2 目標達成のための「足立区障がい者計画」施策体系図

視点	柱立て	施策
ひと	(1) さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成	① 人材養成研修の充実
		変更 ② ピアサポート活動の充実とピアサポーターの育成
	(2) 障がいの理解と障がい者に対する差別解消に向けた取り組み	③ 区内大学・専門学校・小・中・高校と連携した人づくり
		① 障がい者差別解消の取り組みの強化 ② 小・中・高校等の児童・生徒に対する啓発 ③ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発 ④ 障がい者スポーツへの区民理解のための活動
こ	(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築	① 早期発見・相談・療育の仕組みづくり
		② 乳幼児期の取り組みの充実
		③ 学齢期の取り組みの充実
	(2) 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実(障害者総合支援法関連)	④ 学齢期から青年期への円滑な移行
		① 障がい福祉サービスの充実

活動指標	頁	国成果目標
1 移動支援従事者養成研修修了者数	26	
2 手話講習会修了者数	27	
3 高次脳機能障がいサポーター研修修了者数	28	
4 発達支援コーディネーター育成研修の受講修了者数	29	
1 精神障がい者ピアサポーターの登録者数	30	
2 追加 障がい福祉センターで相談活動をするピアサポーターの人数	31	
1 障がい者施設でのインターンシップ受入可能人数と受入人数	32	
2 障がい者施設での職場体験授業の受入可能人数と受入人数	33	
1 障がい者差別解消関連研修実施回数・参加者数	34	
1 啓発事業等を実施した学校数・参加者数	35	
1 ヘルプマークの配付数	36	
2 ヘルプカードの配付数	37	
1 小・中学校と特別支援学校との交流回数	38	
2 パラスポーツ普及・啓発事業の実施回数	39	
1 保育所等訪問支援利用者数・利用日数	40	⑤-2
2 居宅訪問型児童発達支援利用者数・利用日数	41	
3 変更 ペアレント・メンターの人数	42	
4 追加 ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講修了者数	43	
5 追加 医療的ケア児コーディネーターの配置人数	44	⑤-5
1 「気づきのしくみ」から相談につながった件数	45	
2 「チューリップシート」の提出件数	46	
3 こども支援センターげんき発達支援係における発達相談件数	47	
4 児童発達支援施設利用者数・利用日数	48	⑤-1・4
5 医療型児童発達支援施設利用者数・利用日数	49	
1 就学相談利用件数	50	
2 放課後等デイサービス施設利用者数・利用日数	51	⑤-4
1 特別支援学校と区が進路協議を行った回数	52	
2 第一希望（本人または家族等の希望）の区内障がい者通所施設に入ることができた割合	53	
1 居宅系サービス利用者数・利用時間数	54	
2 短期入所（ショートステイ）施設利用者数・利用日数	55	
3 療養介護施設利用者数	56	
4 生活介護施設利用者数・利用日数	57	
5 自立訓練（機能訓練）施設利用者数・利用日数	58	
6 自立訓練（生活訓練）施設利用者数・利用日数	59	
7 宿泊型自立訓練施設利用者数・利用日数	60	
8 共同生活援助（グループホーム）利用者数・区内定員数	61	①-1
9 追加 自立生活援助事業利用者数	62	
10 施設入所支援施設利用者数	63	①-1・2
11 重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業利用者数・利用時間数	64	

第3章 足立区第6期障がい福祉計画・足立区第2期障がい児福祉計画
2 目標達成のための「足立区障がい者計画」施策体系図

視点	柱立て	施策
くらし	(2) 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実(障害者総合支援法関連)	② 地域生活支援事業の充実
		③ 地域移行支援の推進
		④ 地域定着支援の推進
	(3) 就労支援の充実(それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援)	① 就労支援サービスの充実
	(4) 障がい者が身近な地域で芸術・文化・スポーツを楽しめる仕組みづくり	① 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実
	(5) 重度化・高齢化を見据えた拠点づくり	① 地域生活支援拠点の整備
追加	(6) 相談支援体制の強化	① 相談支援体制の強化・充実
まち	(1) 安心・安全なまちづくりの実現	① 震災や火災、水害などに強いまちづくりの推進
		② ビューティフル・ウィンドウズ運動のさらなる推進
		③ ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進
(2) 便利で快適な道路・交通網の整備(都市基盤の整備)	① スムーズに移動できる交通環境の整備	
	② 安全に利用できる道路環境の整備	
	③ 安全な駅の整備	
区	(1) 障がい者への虐待防止と権利擁護に向けた取り組み	① 各種ネットワークの構築と推進
		② 障がい者への虐待防止と権利擁護
追加	(2) 地域における精神保健医療福祉体制の基盤整備	① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
ひと	(1) さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成	① 人材養成研修の充実
		② ボランティアの育成
くらし	(4) 障がい者が身近な地域で芸術・文化・スポーツを楽しめる仕組みづくり	① 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実

活動指標	頁	国成果目標
1 手話通訳者等の派遣件数（意思疎通支援）	65	
2 日常生活用具給付件数	66	
3 移動支援事業（個別支援型）利用者数・利用時間数	67	
4 移動支援事業（車両移送型）通所バス利用者数	68	
5 地域活動支援センター利用者数・登録者数	69	
6 巡回入浴利用者数	70	
7 日中保護利用者数	71	
1 地域移行支援事業利用者数	72	
2 精神病床における1年以上の長期入院患者数	73	
1 地域定着支援事業利用者数	74	
1 就労移行支援施設利用者数・利用日数	75	
2 就労継続支援A型施設利用者数・利用日数	76	
3 就労継続支援B型施設利用者数・利用日数	77	
4 就労移行支援事業等を通じて一般就労した者への支援	78	④-1
5 就労定着支援事業利用者数	79	④-2・3
6 障害者優先調達推進法に基づく優先調達実績数・実績額	80	
1 障がい者アート展の入場者数・出品応募者数	81	
2 追加 あだちスポーツコンシェルジュ利用者数	82	
3 障がい者スポーツ指導員養成講習会修了者数	83	
1 地域生活支援拠点の整備	84	③
1 移動 相談支援従事者初任者研修・現任研修修了者数 ← ひと（1）① から移動	85	
2 移動 指定特定・指定障害児相談支援事業所数 ← くらし（2）① から移動	86	⑥
3 追加 計画相談支援・障害児相談支援利用者数	87	
1 福祉避難所として指定している福祉施設数・全施設に対する割合	88	
1 治安が「良い」と感じる区民の割合	89	
1 ユニバーサルデザインまたはバリアフリーに配慮した公共施設の整備実績	90	
1 障がい者が利用しやすいバス停の整備数（コミュニティバスはるかぜ）	91	
1 バリアフリーに対応した整備を行った歩道の延長	92	
1 ホームドアが設置されている区内駅の割合	93	
1 障がい関連ネットワークの開催回数	94	
1 後見人等利用者数	95	
2 障がい者虐待の通報件数	96	
1 追加 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数・関係者ごとの参加者数	97	
2 追加 保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	98	
廃止 同行援護従事者養成研修修了者数 ⇒ 社会福祉協議会事業終了に伴い廃止		
廃止 ここあだちカレッジ受講者のボランティア団体登録割合 ⇒ 社会福祉協議会事業終了に伴い廃止		
廃止 東京都障害者総合スポーツセンターに登録する区内障がい者数 変更 ⇒ 東京都で目標値の設定困難とのことから、「あだちスポーツコンシェルジュ利用者数」に変更		

3 サービス見込量及び確保のための方策

この項は、基本指針により市町村が定めるとされている、「各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策」について整理したものです。

足立区第5期障がい福祉計画・足立区第1期障がい児福祉計画期間における実績（令和2年度は推計値）と、アンケート調査から明らかになったニーズ等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの見込量を算出しました。各サービスの見込量は、それぞれ区が定めた活動指標と連動していますので、個々のサービスの詳細は該当頁を参照ください。

【訪問系サービス】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居宅介護	利用者数	人/月	1,075	1,095	1,165	1,215	1,265	1,318	54
	利用量	時間/月	20,170	21,763	21,486	22,570	23,707	24,903	
重度訪問介護	利用者数	人/月	98	96	102	106	111	116	54
	利用量	時間/月	25,783	24,280	25,565	26,854	28,209	29,632	
行動援護	利用者数	人/月	126	113	134	140	146	152	54
	利用量	時間/月	4,150	3,731	4,356	4,576	4,807	5,049	
同行援護	利用者数	人/月	276	256	281	293	306	319	54
	利用量	時間/月	8,483	6,820	8,836	9,282	9,750	10,242	
重度障害者等 包括支援	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0	54
	利用量	時間/月	0	0	0	0	0	0	

■ 現状

足立区の障がい者の年齢構成比は、身体障がい者や難病医療費助成対象者では半数以上が65歳以上となっており、今後も高齢化が進むことで介護保険サービスに切り替わる障がい者の増加が想定されます。また、手帳等を保有する障がい者の数は年々増加傾向が続いており、重度障害者等包括支援以外のサービス利用実績も概ね増加傾向にあり、令和3年度から5年度にかけても増加が見込まれます。

一方、事業者調査では、事業所経営の課題として「職員の確保が難しい」と回答した事業所が65.7%あり、新規のサービス提供依頼についても、対応できている事業所は39.6%にとどまっています。また、サービス提供における課題について、「量的に利用者の希望に応えられない」が30.6%あり、「質的に応えられない」の15.7%を大きく上回るなど、すべてのサービスにおいて人材の確保が一番の課題となっています。

■ 確保のための方策

支援を必要とする人が、必要とする場面で希望どおりに利用することができるよう、体制の整備を進めなければいけません。人材不足は医療・介護や保育分野における共通の課題であり、関係所管と連携しながら、障がい福祉サービスの人材確保に取り組みます。

【日中活動系サービス（介護給付）】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
生活介護	利用者数	人/月	1,620	1,630	1,658	1,672	1,685	1,698	57
	利用量	日/月	30,475	31,869	33,160	33,300	33,420	33,560	
療養介護	利用者数	人/月	62	65	66	66	66	66	56
短期入所 (福祉型)	利用者数	人/月	295	274	293	307	322	338	55
	利用量	日/月	2,708	2,726	2,836	2,950	2,950	2,950	
短期入所 (医療型)	利用者数	人/月	18	17	20	21	22	23	55
	利用量	日/月	93	117	124	132	140	149	

■ 現状

利用実績は全体的に概ね増加傾向であるため、令和3年度から5年度にかけても増加を見込んでいます。

なかでも生活介護は、利用者数・利用量とも増加しており、18歳以上の障がい者調査においても、現在利用しているサービスに対して「今後も利用したい」と答えた方が多く、引き続き増加が見込まれます。

療養介護については、入院患者を対象に、医療機関において日中提供される支援であることから、利用実績が少なく、対象者も限られていることから、横ばいを想定しています。

短期入所については、福祉型はレスパイトとして家族支援のニーズが、医療型は医療的ケアの必要な利用者対応のニーズがあり、今後もそれぞれ利用の増加が見込まれます。特に18歳未満の障がい児調査では、現在利用しているサービスのうち「一時的な預かり（ショートステイ・日中一時支援）」の割合が1割強であるのに対して、今後利用したいサービスとしては4割強になっており、潜在的なニーズが高いことがうかがえます。

また、中重度の障がい者に対応し、比較的長期間受け入れてもらえる事業所が都内に少なく、区内の短期入所は予約をするのも困難で緊急時の利用が見込めず、青森県や長崎県などの遠方へ行かないと利用できない状況も生じています。

■ 確保のための方策

重度の利用者に対応可能な生活介護は、特別支援学校高等部を卒業してくる生徒の動向（障がい程度や居住地等）を長期的に把握し、現状の区内事業所の地理的配置状況も考慮しつつ作成した「足立区障がい福祉施設整備方針（平成26年4月策定）」に基づき、社会福祉法人等との協働により整備を進めます。

短期入所については共同生活援助（グループホーム）の整備時に、あわせて短期入所機能の付加を検討してもらうなど、区内や近郊で利用できる体制の整備が求められます。

【日中活動系サービス（訓練等給付）】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人/月	37	25	35	35	35	35	58
	利用量	日/月	294	195	280	280	280	280	
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人/月	40	53	60	65	70	75	59
	利用量	日/月	578	860	960	1,040	1,120	1,200	
宿泊型自立訓練	利用者数	人/月	14	7	10	10	10	10	60
	利用量	日/月	430	190	300	300	300	300	
就労移行支援	利用者数	人/月	229	238	261	284	307	330	75
	利用量	日/月	3,655	3,717	4,107	4,539	5,015	5,542	
就労継続支援A型	利用者数	人/月	221	216	220	220	220	220	76
	利用量	日/月	4,407	4,262	4,400	4,400	4,400	4,400	
就労継続支援B型	利用者数	人/月	965	1,002	1,049	1,098	1,149	1,203	77
	利用量	日/月	14,533	15,384	15,814	16,256	16,710	17,177	
就労定着支援	利用者数	人/月	68	113	140	150	160	170	79

■ 現状

自立訓練については、機能訓練及び生活訓練、宿泊型自立訓練いずれも、年度によって実績に差があるものの、障がい者調査では、今後利用したいという回答が多くなっています。標準利用期間が定められているサービスのため、利用者数自体が伸びることを見込んでいませんが、生活訓練は精神障がいの利用者が増えていることから、微増の見込みとなっています。

就労移行支援については、区内外を問わず事業所が増えており、利用者数も増加傾向が続いていることから、今後も増加を見込んでいます。

就労継続支援A型については、障がい者調査で利用希望が多いサービスのひとつになっていますが、平成30年度の報酬改定で報酬が低く抑えられたことから、新規で参入する事業者はなくなり、既存の事業所の撤退や他事業への変更もみられることから、横ばいとなりました。

就労継続支援B型については、過去3年の利用実績が増加傾向にあり、今後も地域における障がい者雇用に代わる場としての役割が高まることが想定されます。

就労定着支援については、一般就労への移行者に対する定着支援の重要性が認識され、国の基本指針においても、定着支援利用者の割合を高める成果目標が設定されていることから、今後も利用の増加を見込んでいます。

■ 確保のための方策

就労系の日中活動サービスは、これまで区が計画的に整備に取り組まなくても、事業者が増えてきましたが、一方で作業の内容や工賃の支給をめぐるトラブルも少なからず発生しています。就労系サービスのネットワークを活用し、質の向上に向けた研修の実施などの支援体制を構築します。

【居住系サービス】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自立生活援助	利用者数	人/月	4	10	14	15	16	17	62
共同生活援助	利用者数	人/月	654	719	767	815	863	911	61
施設入所支援	利用者数	人/月	638	626	622	619	617	614	63

■ 現状

共同生活援助については、施設入所者数の削減と地域移行の推進に取り組んできたことにより、過去3年間で利用者数が増加しており、今後も増加傾向が続くことが想定されます。

施設入所支援については、引き続き入所者数の削減に取り組むことから、見込量も減少を想定しています。一方、障がい者の高齢化・重度化、保護者の高齢化に伴う「親なき後」対応等により、施設入所を必要とする障がい者も一定数見込まれることから、十分なサービスの提供ができるよう、調整を図ります。

■ 確保のための方策

区内の共同生活援助事業所数は増えていますが、中重度を対象とした事業所は圧倒的に不足しています。地域移行を促進し、障がい者が地域において自立した生活を送れるよう、新規開設希望事業者に重度対応を要望するなど、ニーズに対応できるサービス量の確保に取り組みます。

【相談支援】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
計画相談支援	利用者数	人/月	538	744	921	1,141	1,413	1,749	87
地域移行支援	利用者数	人/月	10	7	10	10	10	10	72
地域定着支援	利用者数	人/月	7	6	6	7	7	7	74

■ 現状

平成27年度よりサービス等利用計画の作成が求められたことから、計画相談支援利用者数は増加しています。しかし、相談支援事業所が思うように増えず、相談支援専門員は増えても、セルフプラン（相談支援専門員以外の者が作成したサービス等利用計画）の割合が減少しません。

地域移行支援、地域定着支援については、施設入所者の地域移行や精神障がい者の退院促進に必要な不可欠なサービスですが、希望者は概ね利用できている状況にあります。

■ 確保のための方策

国に相談支援の報酬見直しを求めつつ、計画相談支援事業所未設置の法人への働きかけを行い、あわせて未従事の相談支援専門員有資格者の活用を求めています。

【障害児通所支援】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
児童発達支援	利用者数	人/月	401	413	449	477	505	533	48
	利用量	日/月	3,933	3,762	4,041	4,293	4,545	4,797	
医療型 児童発達支援	利用者数	人/月	35	33	35	36	38	40	49
	利用量	日/月	259	263	280	288	304	320	
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0	41
	利用量	日/月	0	0	0	0	0	0	
放課後等 デイサービス	利用者数	人/月	810	769	904	977	1,050	1,123	51
	利用量	日/月	10,489	10,241	11,453	12,707	14,099	15,643	
保育所等訪問支援	利用者数	人/月	31	22	60	65	70	75	40
	利用量	日/月	81	37	150	163	175	188	

■ 現状

障害児通所支援については、増加傾向が続いており、今後も増加が見込まれます。18歳未満の障がい児調査では、充実を期待する障がい福祉施策として、「療育・就学支援の充実」が高くなっており、ニーズに対応できるよう、体制の整備を進めます。

唯一利用実績のない居宅訪問型児童発達支援は、事業者調査でも実施を検討している事業所はありませんでした。今後もニーズの把握に努め、区内での居宅訪問型の実施を検討します。

放課後等デイサービスについては、事業所数が増加したことで、定員が埋まらない事業所がある一方で、利用希望を断らざるを得ない状況が続き、2か所目・3か所目を開設する事業所もあるなど、二極化の傾向にあります。利用児童に対する、障がい者虐待ともとれる不適切な支援の通報が減らず、サービスの質の向上が重要な課題となっています。

■ 確保のための方策

医療的ケア児や重症心身障がい児に対応できる児童発達支援や放課後等デイサービス事業所が少ないことから、既存の事業所のみならず、今後区内に新規開設を予定する法人等に働きかけ、体制の整備を進めます。

放課後等デイサービスの事業所はこれからも増加が見込まれますが、質の向上に向けた効果的・効率的な支援の方法について、引き続き検討します。

【障害児相談支援】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障害児相談支援	利用者数	人/月	146	150	143	160	180	200	87

■ 現状

障害児相談支援については、実績数は大きく変化がないものの、障害児通所支援の利用者は増えていることから、セルフプランの割合が増えています。計画相談支援同様、適切なサービス利用を進めるためにも、相談支援体制の充実に努めます。

【地域生活支援事業】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
日常生活用具給付	給付件数	件/年	13,284	14,133	14,500	14,525	14,525	14,525	66
移動支援	延べ利用者数	人/年	9,988	9,936	10,000	10,050	10,100	10,150	67
地域活動 支援センター	支給決定者数	人/年	262	230	220	200	200	200	69
	登録者数	人/年	371	433	450	460	470	480	
日中保護	利用者数	人/年	80	88	90	90	90	90	71

■ 現状

日常生活用具の給付については、地域で生活する障がい者から申請があった場合に、必要に応じて給付しているため、同じ品目でも年度によって増減があり、実績も一概に増加傾向にあるとはいえません。給付品目・給付額に関しては適宜見直しを実施しており、令和2年10月からは在宅の人工呼吸器使用者等を対象に、外出支援の目的でポータブル電源等を追加しています。

移動支援については、利用者数の増加が続いていましたが、令和元年度末と2年度当初は新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛から、実績が下がりました。また従事者の確保が課題となっていることから、令和3年度より委託料の改定を行う予定です。

地域活動支援センターについては、障がい別に状況が異なります。

視覚・聴覚・肢体不自由・高次脳機能障がい者の地域活動支援センターは、障がいごとの活動に一定のニーズがあり、利用者数は横ばい傾向ですが、利用者の高齢化が課題となっています。一方で、知的障がい者の地域活動支援センター支給決定者数は、減少傾向にあります。就労継続支援事業の利用が年齢的に難しくなった知的障がい者の移行を想定していましたが、移行は進まず、就労継続支援の高齢化が顕著です。精神障がい者の地域活動支援センター登録者数は様々な利用が可能なることから、増加傾向が続いています。

日中保護については、事業規模は小さいながら一定の利用希望があり、実施する事業所を増やすことができれば、さらに利用は増えるものと思われませんが、なかなか事業所を増やすことができません。

■ 確保のための方策

日常生活用具の給付については、給付品目と給付額を実情等に応じて適宜見直し、技術革新等にも対応しながら、日常生活の利便性を高める支援を継続します。

移動支援については、令和2年度は開催できなかった移動支援従事者養成研修（26頁）について、開催方法を工夫しながら実施し、従事者の養成に努めます。

地域活動支援センターについては、自立支援給付の日中活動サービスと同様に、支援の質を高める方策を検討し、安定的な運営を図ります。

日中保護については、短期入所事業所の増設とあわせ、日中保護の実施についても働きかけ、利用できる事業所の増を目指します。